

三鷹市特別養護老人ホーム入所申込み案内

1 特別養護老人ホーム（特養・介護老人福祉施設）とは？

常に介護が必要で、自宅で介護が困難な要介護者が入所し、食事、入浴、排せつなどの介助、日常生活上の世話や健康管理を受けることができる施設です。

2 申込みの対象者は？

原則として要介護3～5で、常時介護が必要で自宅での介護が困難な方。要介護認定申請中の場合は、原則として、認定結果を確認してからお申込みください。区分変更申請中・更新申請中の場合は、現行の要介護度で申し込めますが、申込後に要介護度が変更になった場合には再度申込書類の提出が必要です。

3 入所の順番は？

「三鷹市特別養護老人ホーム優先入所指針」及びそれに準ずる各施設の基準に基づき、原則として入所の必要性の高い順で入所が決定します。申込順ではありません。

4 三鷹市で受け付ける特別養護老人ホーム一覧表

下表の特養は「三鷹市特別養護老人ホーム優先入所指針」が適用され、三鷹市にて申し込みを受け付けます。表以外の施設の申込方法等については、施設に直接お問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号	タイプ (※)	定員
恵比寿苑	三鷹市牟礼1-9-20	0422-48-5577	㊟+㊤	65
弘済園	三鷹市下連雀5-2-5	0422-47-8965	㊟	100
みたか紫水園	三鷹市新川5-6-31	0422-40-7201	㊥	120
三鷹げんき	三鷹市大沢4-10-5	0422-26-4798	㊥	132
ピオーネ三鷹	三鷹市井口1-17-22	0422-26-1070	㊥	104
あさひ苑	府中市朝日町3-17-1	042-369-0080	㊟	100
ちょうふの里	調布市西町290-5	042-441-6654	㊟	100
砂川園	立川市上砂町5-76-4	042-537-3351	㊟+㊤	160
多摩シルバーハウス	八王子市上柚木1550	042-670-5311	㊟	85
青梅天使園	青梅市今井1-2609-1	0428-32-2250	㊟	70
羽生の里	西多摩郡日の出町大久野 1263	042-597-6661	㊟+㊤	95

(※) 居室（部屋タイプ）について（設備等は施設ごとに異なります。）

- (1) 多床型（㊟）・・・2～4人部屋等の個室以外の居室
- (2) 従来型個室（㊤）・・・リビングを併設していない個室
- (3) ユニット型個室（㊥）・・・ユニット（10人程度）で利用できる共用のリビングなどを併設している個室

5 申込み前に、次の事項をご確認ください。

(1) 施設の見学をしてください。

入所後は、施設が長期にわたっての生活の場になります。「こんなはずではなかった」という事態を防ぐためにも申込前に見学をおすすめします。ただし、感染症の流行時期等は施設が見学の受け入れを制限している場合がありますので、見学の際は、事前に施設にお問い合わせください。

(2) 希望施設は十分検討してお申込みください。

施設が入所調整のご連絡をしても、入所を希望されない方がいらっしゃいます。ご家族や関係者でお話合いの上、入所の意向を統一してからお申込みください。申込後に希望施設を変更する場合は、三鷹市へご連絡ください。

(3) 「とりあえず」のお申込みはご遠慮ください。

特養は入所希望者が非常に多いため、「今は入所の必要はないが、とりあえず申し込んでおこう」という趣旨でのお申込みはご遠慮ください。

(4) 入所の順番が近づきましたら、申し込んだ施設からご連絡いたします。

申込内容の調査や入所等の連絡については、施設から直接、申込者へ電話があります。申込時から連絡先に変更があった場合は、速やかに市へご連絡ください。

(5) 特養での“医療的ケア”は困難です。

特養では嘱託医の配置が義務付けられていますが、健康管理を行う程度で、長期にわたる治療や、専門的な医療行為等は困難です。医療行為の受入状況については別紙を参照し、内容については各施設に直接お問い合わせください。

6 三鷹市で受け付ける特養の入所申込方法

入所申込書兼調査書(様式第1号)及び入所申込みに伴う意見書(様式第2号)を高年齢支援課(本庁舎1階12番窓口)へ提出してください(郵送可)。申込みは月末締めとし、翌月中旬頃に1か月分をまとめて各施設に送付します。

※ 入所申込みに伴う意見書(様式第2号)は担当のケアマネジャー(入院中の場合は病院の相談員や看護師)等に記入を依頼してください。

※ 介護保険の保険者が三鷹市でない場合は、介護保険被保険者証(写し)を添付してください。

※ 要介護1又は2であって、やむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難である場合には、特例申請ができます。特例申請をする場合には、必ず事前に高年齢支援課にご相談のうえ、申込書類に様式第3号(三鷹市特別養護老人ホーム特例申請理由書)を添付してください。特例申請についても、要介護3以上の場合と同じ基準で入所の判定がなされます。

7 申込み後に必要な手続き等

特養は入所希望者が非常に多いため、申込みから入所までに数か月以上掛かるのが一般的です。申し込まれた後も次のとおり手続きが必要になりますのでご注意ください。

(1) 申込みを継続するためには、更新の手続きが必要です。

入所申込みには、要介護認定の有効期間に準じた有効期限があります。有効期限は介護認定の有効期限日です。有効期限を過ぎた後も引き続き特養の申込みを継続する場合は、介護認定更新の結果が出次第、特養の申込書類を再度ご提出ください。

※ 有効期限を過ぎても更新の申請が無い場合、取下げ扱いとなります。

(2) 状況が変わった場合も更新の手続きが必要です。

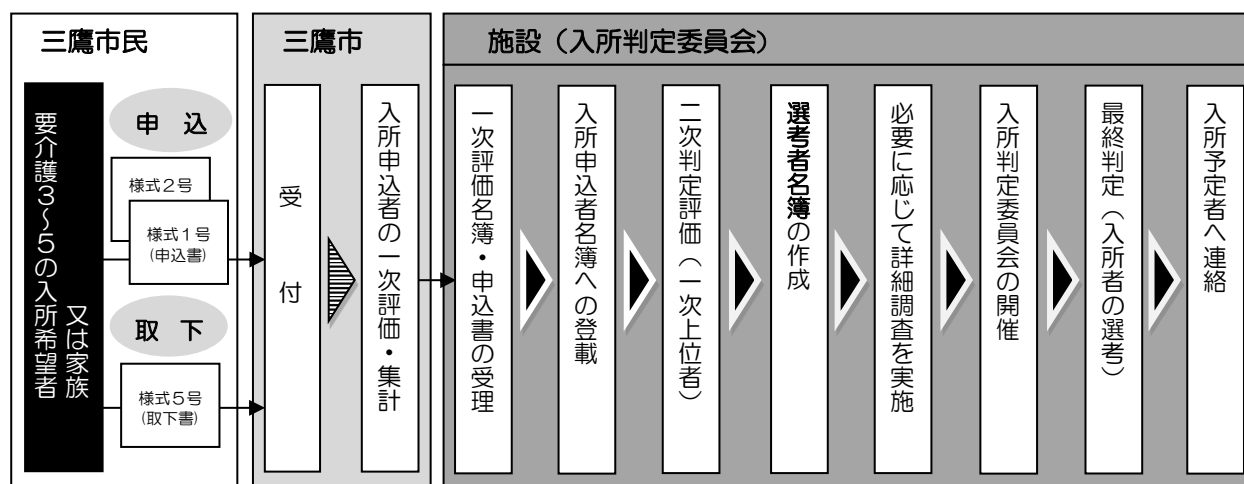
申込みの有効期限に関わらず、申込内容から状況や連絡先等の変更があった際は、申込書類を再度ご提出ください。介護認定の区分が変更された場合も同様です。

(3) 施設入所の必要が無くなった場合は、取下げの手続きをお願いします。

三鷹市から転出した場合、他施設へ入所された場合、亡くなられた場合等、入所申込みが不要となった際には、速やかに市へご連絡ください。

※ 市で受け付ける特養について複数の施設を申し込んでいる場合、1か所で入所が決まると他の施設の申込みは原則として取下げ扱いとなります。

8 特別養護老人ホームへの申込みから入所の判定まで



(1) 市で受け付けた申請書類は、市で一次評価を行った後、入所希望施設に送付します。

送付時期は申込月の翌月中旬頃です。

(2) 申請書類に基づき、施設ごとに入所申込者名簿が作成され、その内上位者に対し施設で二次評価が行われます。

(3) 選考者名簿は一次評価及び二次評価の結果に基づき作成されます。必要に応じて施設がご本人との面接等の詳細調査を実施します。

(4) 施設ごとに入所判定委員会を開催します。最終判定後、入所予定者（申込者）へ施設から連絡します（市を通さず施設から直接電話にて連絡します。）。

(5) 注意

ア 施設からの申込受理の連絡はありません。

受付状況を確認される場合は、申込月の翌月下旬以降に各施設にご確認ください。

イ 各施設における最終的な点数や順位等は、各施設へお問い合わせください。

選考者名簿は各施設で作成しています。入所順位も常に変動しているため、現在の順位については、各施設にお問い合わせください。ただし、公開している情報は各施設により異なります。

ウ 必要な医療行為によっては、選考者名簿に登載されないことがあります。

実施可能な医療行為は、各施設により異なります。実施困難な医療行為を必要とする方から申し込みがあった場合、選考者名簿に登載されないことがあります。その際、施設からは連絡がないのが一般的です。医療行為を必要とする場合は、実施の可否や条件を施設にご確認のうえお申込みください。

9 利用料金について

(1) 利用者負担額のめやす

施設サービス費の利用者負担割合分（1割、2割又は3割）と食費、居住費、日常生活費（理美容代等）などがあります。食費、居住費、日常生活費については施設ごとに設定され、利用する部屋タイプ（多床型、従来型個室、ユニット型個室等）、要介護度や所得（負担段階）によって異なります。詳しい料金設定については、各施設へお問い合わせください。

例：多床型を利用した場合

多床型 (1日あたり)	要介護3	7,817 円 (782 円)
	要介護4	8,565 円 (857 円)
	要介護5	9,302 円 (931 円)

※令和6年度現在の金額です。(カッコ)内は1割負担の場合の利用者負担額です。

※食費、居住費、日常生活費などが別途かかります。

(2) 食費、居住費の軽減について

食費、居住費は全額自己負担が原則ですが、一定の要件に該当する場合、利用者負担段階に応じて負担が軽減されます。軽減を受けるためには、「負担限度額認定申請」が必要です。詳しくは介護保険課介護給付係（電話番号 0422-29-9274）までお問い合わせください。

お問い合わせ

〒181-8555 東京都三鷹市野崎1丁目1番1号

三鷹市健康福祉部 高齢者支援課 高齢者支援係（本庁舎1階12番窓口）

☎0422-29-9271（直通）

※サービス内容や料金等については、施設へ直接お問い合わせください。